

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案要綱

第一 国土総合開発法の一部改正

一 題名を「国土形成計画法」に改めること。

二 法の目的を、国土形成計画の策定その他の措置により、国土利用計画法による措置と相まって、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することに改めること。

(第一条関係)

三 国土形成計画

1 計画の名称を「国土形成計画」に改めるとともに、計画の対象事項について、海域の利用及び保全に関する事項の追加等を行うこと。
(第二条第一項関係)

2 国土形成計画は、全国計画及び広域地方計画とすること。
(第二条第二項関係)

四 国土形成計画の基本理念に関する規定を設けること。
(第三条関係)

五 全国計画

1 国は、全国の区域について、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、国土

形成計画を定めるものとする。

（第六条第一項関係）

2 全国計画には、国土の形成に関する基本的な方針等について定めるものとする。

（第六条第二項関係）

3 全国計画は、環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする。

（第六条第三項関係）

4 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

（第六条第四項関係）

5 全国計画は、国土利用計画法第四条の全国区域について定める国土の利用に関する計画と一体のものとして定めなければならないものとする。

（第六条第七項関係）

6 その他全国計画を定めるための所要の規定を設ける。

（第六条第五項、第六項及び第八項関係）

六 全国計画に係る政策の評価に関する所要の規定を設ける。

（第七条関係）

七 都道府県等による全国計画の案（全国計画の変更の案を含む。）の作成の提案及び当該提案に対する

国土交通大臣による措置に関する所要の規定を設けること。

（第八条関係）

八 広域地方計画

1 国土交通大臣は、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域（以下「広域地方計画区域」という。）について、国土形成計画を定めるものとする。

（第九条第一項関係）

2 広域地方計画には、全国計画を基本として、当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針等を定めるものとする。

（第九条第二項関係）

3 広域地方計画を定めるための所要の規定を設けること。

（第九条第三項から第五項まで関係）

九 広域地方計画協議会

1 広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市により、広域地方計画協議会を組織すること。

（第十条第一項関係）

2 広域地方計画協議会の組織及び運営方法に関する所要の規定を設けること。

（第十条第二項から第八項まで関係）

十 広域地方計画区域内の市町村による広域地方計画の策定又は変更の提案及び当該提案に対する国土交通大臣による措置に関する所要の規定を設けること。
(第十一条関係)

十一 広域地方計画に関する調整のための所要の規定を設けること。
(第十三条関係)

十二 その他所要の改正を行うものとする。

第二 国土利用計画法の一部改正

一 法の目的に、国土形成計画法による措置との関係を規定すること。
(第一条関係)

二 全国の区域について定める国土の利用に関する計画について、閣議決定後の公表対象をその全体とする。
(第五条第六項関係)

第三 首都圏整備法の一部改正

一 事業計画の廃止等を行うものとする。
(第二十一条第一項関係)

二 首都圏整備計画は、国土形成計画法第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする。
(第二十一条第二項関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第四 近畿圏整備法の一部改正

一 事業計画の廃止等を行うものとする事。

(第八条第一項関係)

二 近畿圏整備計画は、国土形成計画法第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする事。

(第八条第二項関係)

三 国土交通大臣は、毎年度、前年度における近畿圏整備計画の実施に関する状況を公表しなければならぬものとする事。

(第十七条第三項関係)

四 その他所要の改正を行うものとする事。

第五 中部圏開発整備法の一部改正

一 事業計画の廃止等を行うものとする事。

(第九条第一項関係)

二 中部圏開発整備計画は、国土形成計画法第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする事。

(第九条第二項関係)

三 国土交通大臣は、毎年度、前年度における中部圏開発整備計画の実施に関する状況を公表しなければならぬものとする事。

(第十八条第三項関係)

四 その他所要の改正を行うものとする事。

第六 東北開発促進法等の廃止

東北開発促進法、九州地方開発促進法、四国地方開発促進法、北陸地方開発促進法及び中国地方開発促進法を廃止すること。

第七 その他

この法律の施行期日等を定めるとともに、所要の経過措置等の規定を設けること。

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律

(国土総合開発法の一部改正)

第一条 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国土形成計画法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条 第三条)

第二章 国土審議会の調査審議等(第四条・第五条)

第三章 国土形成計画の策定(第六条 第十二条)

第四章 国土形成計画の実施(第十三条・第十四条)

第五章 補則(第十五条・第十六条)

附則

第一条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資する」を「国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）による措置と相まつて、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与する」に改める。

第二条の見出しを「（国土形成計画）」に改め、同条第一項中「国土総合開発計画」を「国土形成計画」に、「国又は地方公共団体の施策」を「国土の利用、整備及び保全（以下「国土の形成」という。）を推進するため」に、「且つ」を「かつ」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「天然資源」を「国土資源」に改め、「利用」の下に「及び保全」を加え、同項第五号を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「農村」を「農山漁村」に改め、「調整」の下に「並びに整備」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「水害」を「震災、水害」に改め、「防除」の下に「及び軽減」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条

第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚における同法第三条第一項第一号から第三号までに規定する行為を含む。）に関する事項

第二条第一項に次の三号を加える。

六 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全に関する事項

七 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備に関する事項

八 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成に関する事項

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の国土形成計画は、第六条第二項に規定する全国計画及び第九条第二項に規定する広域地方計画とする。

第二条第三項から第六項までを削る。

第二章の章名を削る。

第三条を次のように改める。

(国土形成計画の基本理念)

第三条 国土形成計画は、我が国及び世界における人口、産業その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、その特性に応じて自立的に発展する地域社会、国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、安全が確保された国民生活並びに地球環境の保全にも寄与する豊かな環境の基盤となる国土を実現するよう、我が国の自然的、経済的、社会的及び文化的諸条件を維持向上させる国土の形成に関する施策を、当該施策に係る国内外の連携の確保に配慮しつつ、適切に定めるものとする。

2 国土形成計画は、総合的な国土の形成に関する施策の実施に関し、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立つて行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされることとなるよう定めるものとする。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章 国土審議会の調査審議等

第四条第一項中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「総合開発計画」を「国土

形成計画」に改め、同項を同条第三項とする。

第三章の章名を削り、第五条の次に次の章名を付する。

第三章 国土形成計画の策定

第六条及び第七条を次のように改める。

(全国計画)

第六条 国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について、国土形成計画を定めるものとする。

2 前項の国土形成計画（以下「全国計画」という。）には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国土の形成に関する基本的な方針
- 二 国土の形成に関する目標
- 三 前号の目標を達成するために全国的な見地から必要と認められる基本的な施策に関する事項
- 3 全国計画は、環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、環境大臣その他関係行政機関の長に協議し、都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の意見を聴き、並びに国土審議会の調査審議を経なければならない。

6 国土交通大臣は、全国計画について第四項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

7 全国計画は、国土利用計画法第四条の全国の区域について定める国土の利用に関する計画と一体のものとして定めなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。
（全国計画に係る政策の評価）

第七条 国土交通大臣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第六条第一項の基本計画を定めるときは、同条第二項第六号の政策として、全国計画を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による公表の日から二年を経過した日以後、行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条第一項の実施計画を初めて定めるときは、同条第二項第一号の政策として、全国計画を定めなければならない。

第七条の二を削る。

第八条から第十条までを次のように改める。

（全国計画に係る提案等）

第八条 都道府県又は指定都市は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、当該都道府県又は指定都市の区域内における第二条第一項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な全国計画の案（全国計画の変更の案を含む。以下この条において同じ。）を作成することを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る全国計画の案の素案を添えなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた全国計画の案（計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる全国計画の案をいう。第四項において同じ。）を作成する必要がある。

るかどうかを判断し、当該全国計画の案を作成する必要があると認めるときは、その案を作成しなければならぬ。

3 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案（計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の一部を実現することとなる全国計画の案をいう。）を作成しようとする場合において、第六条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により国土審議会における調査審議を経ようとするときは、当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出しなければならない。

4 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案を作成する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした都道府県又は指定都市に通知しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、国土審議会に当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

（広域地方計画）

第九条 国土交通大臣は、次に掲げる区域（以下「広域地方計画区域」という。）について、それぞれ国土形成計画を定めるものとする。

- 一 首都圏（埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。）
 - 二 近畿圏（京都府、大阪府、兵庫県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。）
 - 三 中部圏（愛知県、三重県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。）
 - 四 その他自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる二以上の県の区域であつて、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域
- 2 前項の国土形成計画（以下「広域地方計画」という。）には、全国計画を基本として、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針
 - 二 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する目標
 - 三 当該広域地方計画区域における前号の目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策（当該広域地方計画区域における総合的な国土の形成を推進するため特に必要があると認められる当該広域地方計画区域外にわたるものを含む。）に関する事項
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により広域地方計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通

省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、次条第一項の広域地方計画協議会における協議を経て、関係各行政機関の長に協議しなければならない。

4 国土交通大臣は、広域地方計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前三項の規定は、広域地方計画の変更について準用する。

(広域地方計画協議会)

第十条 広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、広域地方計画区域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市(以下この条において「国の地方行政機関等」という。)により、広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、協議により、当該広域地方計画区域内の市町村(指定都市を除く。)、当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。

3 第一項の協議を行うための会議(第六項において「会議」という。)は、次に掲げる者をもって構成

する。

一 国の地方行政機関等の長又はその指名する職員

二 前項の規定により加わつた地方公共団体の長又はその指名する職員

三 前項の規定により加わつた者（地方公共団体を除く。）の代表者又はその指名する者

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係各行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

5 協議会は、前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による協議を行う場合において、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

6 会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

7 協議会の庶務は、国土交通省において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第十条の二を削る。

第十一条を次のように改める。

（広域地方計画に係る提案等）

第十一条 広域地方計画区域内の市町村（協議会の構成員である市町村を除く。）は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、国土交通省令で定めるところにより、都府県を経由して、当該市町村の区域内における第二条第一項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な広域地方計画の策定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る広域地方計画の素案を添えなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更（計画提案に係る広域地方計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる広域地方計画の策定又は変更をいう。第四項において同じ。）をすることがどうかを判断し、当該広域地方計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

3 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更（計画提案に係る広域地方計

画の素案の内容の一部を実現することとなる広域地方計画の策定又は変更をいう。）をしようとする場合において、第九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により協議会における協議を経ようとするときは、当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出しなければならない。

4 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした市町村に通知しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、協議会に当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

第十一条の二及び第十一条の三を削る。

第十二条を削る。

第十一条の四第一項中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条第二項中「聞いて」を「聴いて」に改め、第三章中同条を第十二条とする。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 国土形成計画の実施

第十三条を削る。

第十三条の二の見出し中「特定地域総合開発計画」を「広域地方計画」に改め、同条第一項を次のように改める。

広域地方計画が定められた広域地方計画区域内の都府県又は市町村は、当該広域地方計画を実施する上で必要があると認める場合においては、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。

第十三条の二を第十三条とする。

第十五条を第十六条とする。

第十四条中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条の三（見出しを含む。）中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、第四章中同条を第十四条とする。

（国土利用計画法の一部改正）

第二条 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「講ずることにより」の下に「、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）による措置と相まつて」を加える。

第五条第六項中「の要旨」を削る。

（首都圏整備法の一部改正）

第三条 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「に基く事業」を削る。

第二十一条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「整備計画には、首都圏の整備に関する事項で次の各号に掲げるものについて、政令の定めるところにより、各事項ごとにそれぞれその根幹となるべきものを」を「首都圏整備計画は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項について」に改め、同項ただし書を削り、同項第二号中「トに掲げる事項」の下に「のうち、それぞれその根幹となるべきもの（首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると思われる首都圏の地域外にわたるものを含む。

）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「掲げるもの」の下に「のうち、それぞれその根幹となるべきもの（首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると思われる首都圏の地域外

にわたるものを含む。）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 首都圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他首都圏の整備に関して基本となるべき事項

第二十一条第三項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 首都圏整備計画は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならない。

第二十一条第四項中「整備計画」を「首都圏整備計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 首都圏整備計画の実施

第二十八条中「事業計画に基く」を「首都圏整備計画に基づく」に、「基く命令」を「基づく命令」に改める。

第二十九条第一項中「整備計画及び事業計画」を「首都圏整備計画」に改め、同条第二項中「整備計画又は事業計画」を「首都圏整備計画」に、「採られた」を「とられた」に改める。

第三十条の見出し中「整備計画」を「首都圏整備計画」に改め、同条中「きいて整備計画」を「聴いて首都圏整備計画」に、「基いて」を「基づいて」に、「採られた」を「とられた」に改める。

第三十一条中「事業計画に基く」を「首都圏整備計画に基づく」に改める。

第三十二条中「整備計画又は事業計画に基く」を「首都圏整備計画に基づく」に改める。

第三十三条中「事業計画」を「首都圏整備計画」に改める。

(近畿圏整備法の一部改正)

第四条 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「に基づく事業」を削る。

第八条第一項及び第二項を次のように改める。

近畿圏整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 近畿圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他近畿圏の整備に関して基本となるべき事項
- 二 近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項
- 三 産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設、教育施設、観光施設その他の施設で、広域

性を有し、かつ、根幹となるべきものとして政令で定めるものの整備に関する事項

2 近畿圏整備計画は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならない。

第八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 近畿圏整備計画の実施

第十六条中「事業計画」を「近畿圏整備計画」に改める。

第十七条の見出しを「（協力、勧告及び公表）」に改め、同条第一項中「基本整備計画及び事業計画」を「近畿圏整備計画」に改め、同条第二項中「基本整備計画又は事業計画」を「近畿圏整備計画」に、「採られた」を「とられた」に改め、同条に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、毎年度、前年度における近畿圏整備計画の実施に関する状況を公表しなければならない。

第十八条の見出し中「基本整備計画」を「近畿圏整備計画」に改め、同条中「きいて基本整備計画」を

「聴いて近畿圏整備計画」に、「採られた」を「とられた」に改める。

第十九条及び第二十一条中「事業計画」を「近畿圏整備計画」に改める。

（中部圏開発整備法の一部改正）

第五条 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「に基づく事業」を削る。

第八条第三項を次のように改める。

3 中部圏開発整備地方協議会は、次に掲げる者をもつて組織する。

一 関係県の知事及び関係指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十

九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の市長

二 関係県及び関係指定都市の議会の議長

三 関係市の市長（関係指定都市の市長を除く。）を代表する者として関係県の知事が協議して指名す

る者

四 関係市の議会の議長（関係指定都市の議会の議長を除く。）を代表する者として関係県の知事が協

議して指名する者

五 関係町村の町村長を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者

六 関係町村の議会の議長を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者

七 学識経験のある者のうちから関係県の知事が協議して指名する者

第八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第九条第一項を削り、同条第二項前段中「基本開発整備計画（以下「基本計画」という。）には、次に掲げる事項を」を「中部圏開発整備計画は、次に掲げる事項について」に改め、同項後段を削り、同項第一号を次のように改める。

一 中部圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他中部圏の開発及び整備に関して基本となるべき事項

第九条第二項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 中部圏開発整備計画は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならない。

第九条第三項を削る。

第十条（見出しを含む。）中「基本計画」を「中部圏開発整備計画」に改める。

第十一条第一項中「基本計画」を「中部圏開発整備計画」に改め、同条第三項中「（事業計画については、審議会及び関係県）」を削り、同条第四項中「基本計画」を「中部圏開発整備計画」に改める。

第十二条第三項中「（事業計画については、審議会及び関係県）」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 中部圏開発整備計画の実施

第十七条中「事業計画」を「中部圏開発整備計画」に改める。

第十八条の見出しを「（協力、勧告及び公表）」に改め、同条第一項中「基本計画及び事業計画」を「中部圏開発整備計画」に改め、同条第二項中「基本計画又は事業計画」を「中部圏開発整備計画」に、「採られた」を「とられた」に改め、同条に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、毎年度、前年度における中部圏開発整備計画の実施に関する状況を公表しなければならない。

第十九条の見出し中「基本計画」を「中部圏開発整備計画」に改め、同条中「きいて基本計画」を「聴いて中部圏開発整備計画」に、「採られた」を「とられた」に改める。

第二十条中「事業計画」を「中部圏開発整備計画」に改める。

（東北開発促進法等の廃止）

第六条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 東北開発促進法（昭和三十二年法律第一百十号）
- 二 九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）
- 三 四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）
- 四 北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十一号）
- 五 中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十二号）

附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日

」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国土形成計画法(以下単に「国土形成計画法」という。)第六条第四項の規定による全国計画の案の作成については、国土審議会は、この法律の施行前においても調査審議することができ。

3 国土形成計画法第六条第一項の規定により国土形成計画が定められるまでの間においては、国土形成計画法第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、適用しない。

(国土総合開発法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日以後国土形成計画法第六条第一項の規定により国土形成計画が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の国土総合開発法第七条第一項の規定により作成されている全国総合開発計画を国土形成計画法第六条第一項の規定により定められた国土形成計画とみなす。

2 前項の規定により国土形成計画法第六条第一項の規定により定められた国土形成計画とみなされる全国総合開発計画については、国土形成計画法第七条及び第八条の規定は、適用しない。

(首都圏整備法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日以後第三条の規定による改正後の首都圏整備法(以下この条において「新法」という。)第二十一条第一項の首都圏整備計画が新法第二十一条第一項の規定により決定されるまでの間においては、この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の首都圏整備法(以下この条において「旧法」という。)第二十二条第一項の規定により決定されている旧法第二十一条第一項の首都圏整備計画(同項の基本計画及び整備計画に係る部分に限る。)を新法第二十一条第一項の規定により決定された新法第二十一条第一項の首都圏整備計画とみなす。

(近畿圏整備法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日以後第四条の規定による改正後の近畿圏整備法(以下この条において「新法」という。)第八条第一項の近畿圏整備計画が新法第九条第一項の規定により決定されるまでの間においては、この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の近畿圏整備法(以下この条において「旧法」という。)第九条第一項の規定により決定されている旧法第八条第一項の近畿圏整備計画(同項の基本整備計画に係る部分に限る。)を新法第九条第一項の規定により決定された新法第八条第一項の近畿圏整備計画とみなす。

(中部圏開発整備法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日以後第五条の規定による改正後の中部圏開発整備法(以下この条において「新法」という。

)(第九条第一項の中部圏開発整備計画が新法第十一条第三項の規定により決定されるまでの間においては、この法律の施行の際現に第五条の規定による改正前の中部圏開発整備法(以下この条において「旧法」という。)(第十一条第三項の規定により決定されている旧法第九条第一項の中部圏開発整備計画(同項の基本開発整備計画に係る部分に限る。)(を新法第十一条第三項の規定により決定された新法第九条第一項の中部圏開発整備計画とみなす。

(東北開発促進法等の廃止に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に作成されている次の表の上欄に掲げる計画については、同表の下欄に掲げる法律の規定は、施行日から三年を経過する日(その日までに当該計画の対象区域の全部について国土形成計画法第九条第一項の規定により国土形成計画が定められた場合には、当該国土形成計画が定められた日)までの間は、なおその効力を有する。

第六条の規定による廃止前の東北開発促進法第三

第六条の規定による廃止前の東北開発促進法

| | |
|---|------------------------|
| 条第一項の東北開発促進計画 | |
| 第六条の規定による廃止前の九州地方開発促進法 第三条第一項の九州地方開発促進計画 | 第六条の規定による廃止前の九州地方開発促進法 |
| 第六条の規定による廃止前の四国地方開発促進法 第三条第一項の四国地方開発促進計画 | 第六条の規定による廃止前の四国地方開発促進法 |
| 第六条の規定による廃止前の北陸地方開発促進法 第三条第一項の北陸地方開発促進計画 | 第六条の規定による廃止前の北陸地方開発促進法 |
| 第六条の規定による廃止前の中国地方開発促進法 第三条第一項の中国地方開発促進計画 | 第六条の規定による廃止前の中国地方開発促進法 |

(地方税法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「第二条第六項」を「第二条第五項」に改める。

- 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十六条第二項第二十二号
- 二 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十七条第一項の表第七号及び第六十五条の七第

一 項の表第七号

三 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項第一号又

（離島振興法の一部改正）

第八条 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とする。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正）

第九条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十一条第三項の整備計画」を「第二条第二項に規定する首都圏整備計画」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「行なわれる」を「行われる」に、「

あわせて」を「併せて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第三十一条及び第三十二条中「近郊整備地帯事業計画又は都市開発区域事業計画」を「近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画」に改める。

第三十三条第一項中「に基く財政再建団体」を「第二十二条第四項に規定する準用財政再建団体」に、「（以下この条において「財政再建団体」という。）が近郊整備地帯事業計画又は都市開発区域事業計画」を「が近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「同法第三条第四項において準用する同条第一項」を「同項において準用する同法第三条第一項」に、「承認に当たつて」を「同意に当たつて」に改め、同条第二項を削る。

（首都高速道路公団法の一部改正）

第十条 首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「第二十一条第三項の整備計画に基き」を「第二条第二項に規定する首都圏整備計画に基つき」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第十一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中「の各号」を削り、同条第一号を次のように改める。

一 国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第二条第一項に規定する国土形成計画

第四十一条中「の各号」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第七号の二を第七号とする。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「第八条に規定する基本整備計画」を「第二条第二項に規定する近畿圏整備計画」に改める。

一 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四百十五号)第三条第一項

二 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号)第三条第一項

(河川法等の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「国土総合開発計画」を「国土形成計画」に改める。

- 一 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第二項
- 二 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第三項
- 三 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第四条第三項
- 四 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第四条第二項
- 五 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第四条第三項
- 六 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第七条第三項及び第二十二條第四項

(山村振興法の一部改正)

第十四条 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「国土総合開発法」を「国土形成計画法」に、「国土総合開発計画」を「国土形成計画」に改める。

(首都圏近郊緑地保全法及び首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特

別措置に関する法律の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「第二十一条第三項の整備計画」を「第二条第二項に規定する首都圏整備計画」に改める。

一 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一百一号)第四条第三項

二 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第一百四号)第二条第一項

(流通業務市街地の整備に関する法律及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「全国総合開発計画」を「国土形成計画」に改める。

一 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一百十号)第三条の二第四項

二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)

第三条の二第四項

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一部改正)

第十七条 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第九条に規定する基本開発整備計画」を「第二条第二項に規定する中部圏開発整備計画」に改める。

（都市計画法及び景観法の一部改正）

第十八条 次に掲げる法律の規定中「全国総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、「地方総合開発計画、都府県総合開発計画」を削る。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十三条第一項

二 景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第四項

（工業再配置促進法の一部改正）

第十九条 工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条第三項中「全国総合開発計画」を「国土形成計画」に改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第二十条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「国土総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条第六項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

(食料・農業・農村基本法等の一部改正)

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「開発」を「整備」に改める。

一 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)第十五条第四項

二 水産基本法(平成十三年法律第八十九号)第十一条第五項

三 社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第六条

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十二条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第百十五条第二項を次のように改める。

2 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第九条の規定は、沖縄については、適用しない。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第二十三条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二十六条第一項中「第二条第八項」を「第二条第七項」に改める。

附則第三十五条第一項中「第二条第七項」を「第二条第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「第二条第八項」を「第二条第七項」に改める。

（高速道路株式会社法の一部改正）

第二十四条 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第二十一条第三項に規定する整備計画」を「第二条第二項に規定する首都圏整備計画」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第二十五条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「全国総合開発計画」を「国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第

六条第二項に規定する全国計画」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第二十六条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「国土総合開発法」を「国土形成計画法」に改め、「東北開発促進法(昭和三十二年法律第百十号)、九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)、四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)、北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号)、中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十二号)」を削る。

附則第五条の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(平成十七年法律第 号) 附則第六条に規定する日 | 総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧東北開発促進法(昭和三十二年法律第百十号)、旧九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)、旧四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)、旧北陸地方開発促進法(昭和三十 |
|---|---|

十五年法律第七十一号) 及び旧中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十二号)

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

理由

総合的な国土の形成を図るため、国土総合開発計画の計画事項を拡充し、その名称を国土形成計画とするとともに、都府県総合開発計画の廃止及び広域地方計画の創設、国土利用計画、首都圏整備計画その他の関係する計画制度との所要の調整等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案 新旧対照条文

| | |
|---|----|
| 国土総合開発法（第一条関係） | 1 |
| 国土利用計画法（第二条関係） | 14 |
| 首都圏整備法（第三条関係） | 15 |
| 近畿圏整備法（第四条関係） | 18 |
| 中部圏開発整備法（第五条関係） | 21 |
| 地方税法（附則第七条関係） | 26 |
| 租税特別措置法（附則第七条関係） | 27 |
| 環境影響評価法（附則第七条関係） | 31 |
| 離島振興法（附則第八条関係） | 32 |
| 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（附則第九条関係） | 33 |
| 首都高速道路公団法（附則第十条関係） | 36 |
| 災害対策基本法（附則第十一条関係） | 37 |
| 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（附則第十二条関係） | 38 |
| 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（附則第十二条関係） | 39 |
| 河川法（附則第十三条関係） | 40 |
| 農業振興地域の整備に関する法律（附則第十三条関係） | 41 |
| 農村地域工業等導入促進法（附則第十三条関係） | 42 |
| 半島振興法（附則第十三条関係） | 43 |
| 集落地域整備法（附則第十三条関係） | 44 |
| 多極分散型国土形成促進法（附則第十三条関係） | 45 |

| | |
|---|----|
| 山村振興法（附則第十四条関係） | 46 |
| 首都圏近郊緑地保全法（附則第十五条関係） | 47 |
| 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（附則第十五条関係） | 48 |
| 流通業務市街地の整備に関する法律（附則第十六条関係） | 49 |
| 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（附則第十六条関係） | 50 |
| 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（附則第十七条関係） | 51 |
| 都市計画法（附則第十八条関係） | 52 |
| 景観法（附則第十八条関係） | 53 |
| 工業再配置促進法（附則第十九条関係） | 54 |
| 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（附則第二十条関係） | 55 |
| 食料・農業・農村基本法（附則第二十一条関係） | 56 |
| 水産基本法（附則第二十一条関係） | 57 |
| 社会資本整備重点計画法（附則第二十一条関係） | 58 |
| 沖縄振興特別措置法（附則第二十二条関係） | 59 |
| 独立行政法人都市再生機構法（附則第二十三条関係） | 60 |
| 高速道路株式会社法（附則第二十四条関係） | 62 |
| 内閣府設置法（附則第二十五条関係） | 63 |
| 国土交通省設置法（附則第二十六条関係） | 64 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">国土形成計画法</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 国土審議会の調査審議等（第四条・第五条）</p> <p>第三章 国土形成計画の策定（第六条 第十二条）</p> <p>第四章 国土形成計画の実施（第十三条・第十四条）</p> <p>第五章 補則（第十五条・第十六条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）による措置と相まつて、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（国土形成計画）</p> <p>第二条 この法律において「国土形成計画」とは、国土の利用、整備及び保全（以下「国土の形成」という。）を推進するための総合的かつ基本的な計画で、次に掲げる事項に関するものを</p> | <p style="text-align: center;">国土総合開発法</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 国土審議会の調査審議等並びに都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会（第三条 第六条）</p> <p>第三章 総合開発計画の作成（第七条 第十一条の四）</p> <p>第四章 総合開発計画の実施（第十二条 第十三条の三）</p> <p>第五章 補則（第十四条・第十五条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（国土総合開発計画）</p> <p>第二条 この法律において「国土総合開発計画」とは、国又は地方公共団体の施策の総合的且つ基本的な計画で、左に掲げる事項に関するものをいう。</p> |

いう。

- 一 土地、水その他の国土資源の利用及び保全に関する事項
 - 二 海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚における同法第三条第一項第一号から第三号までに規定する行為を含む。）に関する事項
 - 三 震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減に関する事項
 - 四 都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備に関する事項
 - 五 産業の適正な立地に関する事項
 - 六 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全に関する事項
 - 七 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備に関する事項
 - 八 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成に関する事項
- 2 | 前項の国土形成計画は、第六条第二項に規定する全国計画及び第九条第二項に規定する広域地方計画とする。

- 一 土地、水その他の天然資源の利用に関する事項
 - 二 水害、風害その他の災害の防除に関する事項
 - 三 都市及び農村の規模及び配置の調整に関する事項
 - 四 産業の適正な立地に関する事項
 - 五 電力、運輸、通信その他の重要な公共的施設の規模及び配置並びに文化、厚生及び観光に関する資源の保護、施設の規模及び配置に関する事項
- 2 | 前項の国土総合開発計画（以下「総合開発計画」という。）は、全国総合開発計画、都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画とする。
- 3 | 全国総合開発計画とは、国が全国の区域について作成する総合開発計画をいう。
- 4 | 都府県総合開発計画とは、都府県がその区域について作成する総合開発計画をいう。
- 5 | 地方総合開発計画とは、都府県が二以上の都府県の区域についてその協議によつて作成する総合開発計画をいう。
- 6 | 特定地域総合開発計画とは、都府県が国土交通大臣の指定す

る区域（以下「特定地域」という。）について作成する総合開発計画をいう。

第二章 国土審議会の調査審議等並びに都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会

第三条 削除

（国土形成計画の基本理念）
第三条 国土形成計画は、我が国及び世界における人口、産業その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、その特性に応じて自立的に発展する地域社会、国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、安全が確保された国民生活並びに地球環境の保全にも寄与する豊かな環境の基盤となる国土を実現するよう、我が国の自然的、経済的、社会的及び文化的諸条件を維持向上させる国土の形成に関する施策を、当該施策に係る国内外の連携の確保に配慮しつつ、適切に定めるものとする。

2 | 国土形成計画は、総合的な国土の形成に関する施策の実施に関し、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立つて行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされることとなるよう定めるものとする。

第二章 国土審議会の調査審議等

（国土審議会の調査審議等）

第四条 国土審議会は、国土形成計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は勧告する。

（国土審議会の調査審議等）
第四条 国土審議会は、総合開発計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は勧告する。
2 | 国土審議会は、総合開発計画の作成に必要な次に掲げる事項について調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告すること

- 2| 国土審議会は、国土形成計画について必要があると認める場合においては、国土交通大臣を通じて、関係各行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。
- 3| 関係各行政機関の長は、その所掌事務に係る基本的な計画で国土形成計画と密接な関係を有するものについて、国土審議会の意見を聴くことができる。

第五条 (略)

第三章 国土形成計画の策定

(全国計画)

- 第六条 国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について、国土形成計画を定めるものとする。
- 2| 前項の国土形成計画(以下「全国計画」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 国土の形成に関する基本的な方針
 - 二 国土の形成に関する目標
 - 三 前号の目標を達成するために全国的な見地から必要と認められる基本的な施策に関する事項
 - 3| 全国計画は、環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。
 - 4| 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

ができる。

- 一 総合開発計画の作成の基準となるべき事項
 - 二 特定地域の指定の基準となるべき事項
 - 三 産業の適正な立地の基準となるべき事項
 - 四 総合開発計画に伴うべき資金及び資材に関する事項
- 3| 国土審議会は、総合開発計画について必要があると認める場合においては、国土交通大臣を通じて、関係各行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。
 - 4| 関係各行政機関の長は、その所掌事務に係る基本的な計画で総合開発計画と密接な関係を有するものについて、国土審議会の意見を聴くことができる。

第五条 (略)

(都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会)

- 第六条 都府県総合開発計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するために、都府県は、条例で、都府県総合開発審議会を設置することができる。
- 2| 地方総合開発計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するために、関係都府県は、その協議によつて、規約を定め、地方総合開発審議会を設置することができる。
 - 3| 前項の規定による関係都府県の協議については、当該都府県の議会の議決を経なければならない。
 - 4| 前各項に規定するものを除くほか、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項(地方総合開発審議会については、費用の負担方法を含む。)は、それぞれ条例又は規約で定めなければならない。

- 5| 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しよ
うとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところに
より、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずると
もに、環境大臣その他関係行政機関の長に協議し、都道府県及
び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二
百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の意
見を聴き、並びに国土審議会の調査審議を経なければならぬ。
- 6| 国土交通大臣は、全国計画について第四項の閣議の決定があ
つたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 7| 全国計画は、国土利用計画法第四条の全国の区域について定
める国土の利用に関する計画と一体のものとして定めなければ
ならない。
- 8| 第四項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用
する。

（全国計画に係る政策の評価）

- 2| 国土交通大臣は、前条第六項（同条第八項において準用する
場合を含む。）の規定による公表の日から二年を経過した日以
後、行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条第一項の実
施計画を初めて定めるときは、同条第二項第一号の政策として
、全国計画を定めなければならない。

第三章 総合開発計画の作成

（全国総合開発計画）

- 2| 国土交通大臣は、関係各行政機関の長の意見を聴き、国
土審議会の調査審議を経て、政令の定めるところにより、全国
の区域について、全国総合開発計画を作成するものとする。
- 3| 全国総合開発計画は、前項の規定により作成された場合にお
いては、これを都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特
定地域総合開発計画の基本とするものとする。
- 3| 国土交通大臣は、第一項の規定により作成した全国総合開発
計画の要旨を公表するものとする。

（都府県総合開発計画）

(全国計画に係る提案等)

第八条 都道府県又は指定都市は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、当該都道府県又は指定都市の区域内における第二条第一項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な全国計画の案(全国計画の変更の案を含む。以下この条において同じ。)を作成することを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る全国計画の案の素案を添えなければならない。

2 | 国土交通大臣は、前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた全国計画の案(計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる全国計画の案をいう。第四項において同じ。)を作成する必要があるかどうかを判断し、当該全国計画の案を作成する必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

3 | 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案(計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の一部を実現することとなる全国計画の案をいう。)を作成しようとする場合におい

第七条の二 都府県は、その区域について、都府県総合開発計画を作成することができる。

2 | 都府県は、都府県総合開発計画を作成した場合においては、これを国土交通大臣に報告しなければならない。

3 | 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けた場合においては、これを国土審議会に諮問するとともに、関係各行政機関の長に送付しなければならない。

4 | 関係各行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに対する意見を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は、これらの意見をとりまとめて、国土審議会に提出しなければならない。

(地方総合開発計画)

第八条 自然、経済、社会、文化等において密接な関係を有する地域が二以上の都府県の区域にわたる場合においては、関係都府県は、その協議によつて、当該地域について、地方総合開発計画区域を設定して、地方総合開発計画を作成することができる。

2 | 前項の規定による地方総合開発計画区域の設定のための関係都府県の協議については、当該都府県の議会の議決を経なければならない。

3 | 前条第二項から第四項までの規定は、地方総合開発計画に準用する。

4 | 国土交通大臣は、必要があると認める場合においては、国土審議会の意見を聴いて、関係都府県に対し、地方総合開発計画区域の設定について、助言することができる。

て、第六条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により国土審議会における調査審議を経ようとするときは、当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出しなければならない。

4 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案を作成する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした都道府県又は指定都市に通知しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、国土審議会に当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

（広域地方計画）

第九条 国土交通大臣は、次に掲げる区域（以下「広域地方計画区域」という。）について、それぞれ国土形成計画を定めるものとする。

一 首都圏（埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。）

二 近畿圏（京都府、大阪府、兵庫県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。）

三 中部圏（愛知県、三重県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。）

四 その他自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる二以上の県の区域であつて、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域

2 前項の国土形成計画（以下「広域地方計画」という。）には、全国計画を基本として、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針

第九条 削除

- 二 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する目標
- 三 当該広域地方計画区域における前号の目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策（当該広域地方計画区域における総合的な国土の形成を推進するため特に必要があると認められる当該広域地方計画区域外にわたるものを含む。）に関する事項
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により広域地方計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、次条第一項の広域地方計画協議会における協議を経て、関係各行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 国土交通大臣は、広域地方計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前三項の規定は、広域地方計画の変更について準用する。

（広域地方計画協議会）

- 第十条 広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、広域地方計画区域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市（以下この条において「国の地方行政機関等」という。）により、広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）を組織する。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、協議により、当該広域地方計画区域内の市町村（指定都市を除く。）、「当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。」
 - 3 第一項の協議を行うための会議（第六項において「会議」という。）は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国の地方行政機関等の長又はその指名する職員
 - 二 前項の規定により加わつた地方公共団体の長又はその指名

（特定地域総合開発計画）

- 第十条 資源の開発が十分に行われていない地域、特に災害の防除を必要とする地域又は都市及びこれに隣接する地域で特別の建設若しくは整備を必要とするもの等について、国土交通大臣は、特に必要があると認める場合においては、国土審議会に諮問し、その報告に基づいて、当該地域を特定地域として、その資源の開発、災害の防除又は建設若しくは整備等に関し目標となるべき事項（以下「開発目標」という。）を指示して、指定することができる。
- 2 前項の規定による諮問をしようとする場合においては、国土交通大臣は、関係各行政機関の長と協議するとともに、関係都府県の同意を得なければならない。
 - 3 前項の規定による都府県の同意については、当該都府県の議会の議決を経なければならない。
 - 4 第一項の規定により特定地域の指定があつた場合において

する職員

- 3 前項の規定により加わつた者（地方公共団体を除く。）の代表者又はその指名する者
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係各行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。
- 5 協議会は、前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による協議を行う場合においては、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
- 6 会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会の庶務は、国土交通省において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

は、関係都府県は、都府県総合開発審議会又は地方総合開発審議会の調査審議を経て、特定地域総合開発計画を作成しなければならない。

- 5 第七条の二第二項から第四項までの規定は、特定地域総合開発計画に準用する。

（特定地域総合開発計画の決定）

第十条の二 国土交通大臣は、特定地域総合開発計画については、第四条第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基いて、政令の定めるところにより、当該特定地域の開発目標に照らして根幹となるべき事業又は緊急を要する事業及びこれらと密接な関係を有する当該特定地域外の事業の計画からなる特定地域総合開発計画を決定し、閣議の決定を求めなければならない。

- 2 国土交通大臣は、経済事情等の著しい変化のため、前項の規定による閣議の決定があつた特定地域総合開発計画が情勢の推移に適合しなくなつたと認める場合においては、関係各行政機関の長、関係都府県及び国土審議会の意見を聴いてこれを変更し、閣議の決定を求めることができる。

- 3 国土交通大臣は、その決定し、又は変更した特定地域総合開発計画について、閣議の決定があつた場合においては、その要

(広域地方計画に係る提案等)

第十一條 広域地方計画区域内の市町村(協議会の構成員である市町村を除く。)は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、国土交通省令で定めるところにより、都府県を経由して、当該市町村の区域内における第二條第一項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な広域地方計画の策定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る広域地方計画の素案を添えなければならない。

2| 国土交通大臣は、前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更(計画提案に係る広域地方計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる広域地方計画の策定又は変更をいう。第四項において同じ。)をすることがどうかを判断し、当該広域地方計画の策定又は変更を必要があるとき、その案を作成しなければならない。

3| 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更(計画提案に係る広域地方計画の素案の内容の一部を実現することとなる広域地方計画の策定又は変更をいう。)をしようとする場合において、第九條第三項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定により協議会における協議を経ようとするときは、当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出しなければならない。

4| 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更をすることがないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした市町村に通知しなければならない。

旨を公表するものとする。

(関係各行政機関の長の助言)

第十一條 関係各行政機関の長は、その所掌する事項に関し、関係都府県に対して、総合開発計画の作成上必要な助言をすることができる。

5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、協議会に当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(調査の調整)

第十二条 国土交通大臣は、関係各行政機関の長が国土形成計画に関して行う調査について必要な調整を行い、当該各行政機関の長に対し、調査の結果について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による調整を行う場合において、必要があると認めるときは、関係各行政機関の長の意見を聴いて、特に調査すべき地域を指定することができる。

第四章 国土形成計画の実施

(都府県に対する勧告又は助言)
第十一条の二 国土交通大臣は、都府県が作成した総合開発計画について第四条第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基いて、当該総合開発計画を作成した都府県に対し、必要な勧告又は助言をしなければならない。

(総合開発計画の作成のための調査に要する経費)

第十一条の三 国は、都府県が総合開発計画を作成するための調査に要する経費については、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(調査の調整)

第十一条の四 国土交通大臣は、関係各行政機関の長が総合開発計画に関して行う調査について必要な調整を行い、当該各行政機関の長に対し、調査の結果について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による調整を行う場合において、必要があると認めるときは、関係各行政機関の長の意見を聴いて、特に調査すべき地域を指定することができる。

第四章 総合開発計画の実施

(年度計画)

第十二条 関係各行政機関の長は、毎年度、特定地域総合開発計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の

事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 | 都府県は、毎年度、第十一条の二の規定による勧告又は助言に基いて、総合開発計画の実施について翌年度の事業計画を作成した場合においては、政令の定めるところにより、これを関係各行政機関の長及び国土交通大臣に提出することができる。
- 3 | 国土交通大臣は、前二項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。
- 4 | 国土交通大臣は、毎年度、関係各行政機関の長から総合開発計画に関する公共事業関係資金計画の書類の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行うものとする。

(特定地域総合開発計画の実施に要する経費)

- 第十三条 政府は、特定地域総合開発計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保を図り、且つ、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上することに努めなければならない。

- 2 | 国は、地方公共団体が行う特定地域総合開発計画の事業について、国が負担すべき経費の割合に関し、別に法律の定めるところにより特例を設け、又は当該地方公共団体に対し、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十六条の規定に基く補助金を交付し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(特定地域総合開発計画に関する調整)

- 第十三条の二 関係各行政機関の長は、やむを得ない事情により、特定地域総合開発計画の円滑な実施に支障を及ぼす虞がある処分又は事業を行わなければならない場合においては、国土交通大臣に対し、当該特定地域総合開発計画との調整を要請しなければならない。

2 (略)

(広域地方計画に関する調整)

- 第十三条 広域地方計画が定められた広域地方計画区域内の都府県又は市町村は、当該広域地方計画を実施する上で必要があると認める場合においては、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。

2 (略)

(国土形成計画の実施に関する勧告)

第十四条 国土交通大臣は、国土形成計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係各行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

第五章 補則

(沖縄振興計画との調整)

第十五条 沖縄振興計画と国土形成計画との調整は、国土交通大臣が内閣総理大臣と国土審議会の意見を聴いて行うものとする。

第十六条 (略)

(総合開発計画の実施に関する勧告)

第十三条の三 国土交通大臣は、総合開発計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係各行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

第五章 補則

(沖縄振興計画との調整)

第十四条 沖縄振興計画と総合開発計画との調整は、国土交通大臣が内閣総理大臣と国土審議会の意見を聴いて行うものとする。

第十五条 (略)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）による措置と相まつて、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。</p> <p>（全国計画） 第五条（略） 2）5（略） 6 国土交通大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、<u>全国計画を公表しなければならぬ</u>。</p> <p>7・8（略）</p> | <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。</p> <p>（全国計画） 第五条（略） 2）5（略） 6 国土交通大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、<u>全国計画の要旨を公表しなければならぬ</u>。</p> <p>7・8（略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 首都圏整備計画の実施（第二十四条 第三十三条） 附則 （首都圏整備計画の内容） 第二十一条</p> <p>首都圏整備計画は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 首都圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他首都圏の整備に関して基本となるべき事項</p> <p>二 既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する事項で次に掲げるもののうち、それぞれその根幹となるべきもの（首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められる首都圏の地域外にわたるものを含む）。</p> <p>イ又（略）</p> <p>三 既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における前号口から二までに掲げる事項又は同号</p> | <p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 首都圏整備計画に基づく事業の実施（第二十四条 第三十三条） 附則 （首都圏整備計画の内容） 第二十一条 首都圏整備計画は、基本計画、整備計画及び事業計画とする。</p> <p>2 基本計画には、首都圏内の人口規模、土地利用その他整備計画の基本となるべき事項について定めるものとする。</p> <p>3 整備計画には、首都圏の整備に関する事項で次の各号に掲げるものについて、政令の定めるところにより、各事項ごとにそれぞれその根幹となるべきものを定めるものとする。ただし、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められるときは、首都圏の地域外にわたり定めることができる。</p> <p>一 既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する事項で次に掲げるもの</p> <p>イ又（略）</p> <p>二 既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における前号口から二までに掲げる事項又は同号</p> |

- へ及びトに掲げる事項のうち、それぞれその根幹となるべきもの（首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要がある）と認められる首都圏の地域外にわたるものを含む。）
- 2 | 首都圏整備計画は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならない。
 - 3 | 首都圏整備計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。

第四章 首都圏整備計画の実施

（事業の実施）

- 第二十八条 首都圏整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

（協力及び勧告）

- 第二十九条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、首都圏整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、首都圏整備計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつてとられた措置その他首都圏整備計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

（首都圏整備計画に関する施策の立案及び勧告）

へ及びトに掲げる事項

- 4 | 整備計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。
- 5 | 事業計画は、整備計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

第四章 首都圏整備計画に基づく事業の実施

（事業の実施）

- 第二十八条 事業計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

（協力及び勧告）

- 第二十九条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、整備計画及び事業計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、整備計画又は事業計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつて採られた措置その他整備計画又は事業計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

（整備計画に関する施策の立案及び勧告）

第三十条 国土交通大臣は、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて首都圏整備計画に関する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつてとられた措置について報告を求めることができる。

(国の普通財産の譲渡)

第三十一条 国は、首都圏整備計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(資金の融通等)

第三十二条 国は、別に法律で定める場合のほか、首都圏整備計画に基づく事業を実施する地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

(企業債)

第三十三条 地方公共団体が首都圏整備計画に基づき行う地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）に規定する地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるための地方債で国土交通大臣と総務大臣とが協議して定めるものについては、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項に規定する協議において同意をし、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を与えるものとする。

第三十条 国土交通大臣は、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて整備計画に関する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。

(国の普通財産の譲渡)

第三十一条 国は、事業計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(資金の融通等)

第三十二条 国は、別に法律で定める場合のほか、整備計画又は事業計画に基づく事業を実施する地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

(企業債)

第三十三条 地方公共団体が事業計画に基づき行う地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）に規定する地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるための地方債で国土交通大臣と総務大臣とが協議して定めるものについては、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項に規定する協議において同意をし、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を与えるものとする。

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 近畿圏整備計画の実施（第十一条 第二十一条） 附則</p> <p>（近畿圏整備計画の内容） 第八条 近畿圏整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 近畿圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他近畿圏の整備に関して基本となるべき事項 二 近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項 三 産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設、教育施設、観光施設その他の施設で、広域性を有し、かつ、根幹となるべきものとして政令で定めるものの整備に関する事項</p> <p>2 近畿圏整備計画は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百十五号）第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> | <p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 近畿圏整備計画に基づく事業の実施（第十一条 第二十一条） 附則</p> <p>（近畿圏整備計画の内容） 第八条 近畿圏整備計画は、基本整備計画及び事業計画とする。</p> <p>2 基本整備計画には、近畿圏における人口の規模及び配分、産業の配置、土地、水その他の資源の保全及び開発、都市の整備及び開発、交通体系の確立等に関する総合的、かつ、基本的な方針を定めるとともに、当該方針に基づき、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項並びに産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設、教育施設、観光施設その他の施設で、広域性を有し、かつ、根幹となるべきものとして政令で定めるものに関する整備及び開発に関する計画を定めるものとする。</p> |

3 | (略)

第五章 近畿圏整備計画の実施

(事業の実施)

第十六条 近畿圏整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

(協力、勧告及び公表)

第十七条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、近畿圏整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、近畿圏整備計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつてとられた措置その他近畿圏整備計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣は、毎年度、前年度における近畿圏整備計画の実施に関する状況を公表しなければならない。

(近畿圏整備計画に関する施策の立案及び勧告)

第十八条 国土交通大臣は、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて近畿圏整備計画に関する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつてとられた措置について報告を求めること

3 | 事業計画は、基本整備計画の実施のため必要な毎年度の事業で、政令で定めるものについての計画とする。

4 | (略)

第五章 近畿圏整備計画に基づく事業の実施

(事業の実施)

第十六条 事業計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

(協力及び勧告)

第十七条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本整備計画及び事業計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、基本整備計画又は事業計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつて採られた措置その他基本整備計画又は事業計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

(基本整備計画に関する施策の立案及び勧告)

第十八条 国土交通大臣は、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて基本整備計画に関する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつて採られた措置について報告を求めること

ができる。

(国の普通財産の譲渡)

第十九条 国は、近畿圏整備計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(企業債)

第二十一条 地方公共団体が近畿圏整備計画に基づいて行う地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)に規定する地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるための地方債で国土交通大臣と総務大臣とが協議して定めるものについては、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の三第一項に規定する協議において同意をし、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を与えるものとする。

できる。

(国の普通財産の譲渡)

第十九条 国は、事業計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(企業債)

第二十一条 地方公共団体が事業計画に基づいて行う地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)に規定する地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるための地方債で国土交通大臣と総務大臣とが協議して定めるものについては、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の三第一項に規定する協議において同意をし、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を与えるものとする。

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>目次 第一章（第五章）（略） 第六章 中部圏開発整備計画の実施（第十三条 第二十二条） 附則 （中部圏開発整備地方協議会） 第八条（略） 2（略） 3 中部圏開発整備地方協議会は、次に掲げる者をもつて組織する。 一 関係県の知事及び関係指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の市長 二 関係県及び関係指定都市の議会の議長 三 関係市の市長（関係指定都市の市長を除く。）を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者 四 関係市の議会の議長（関係指定都市の議会の議長を除く。）を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者 五 関係町村の町村長を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者 六 関係町村の議会の議長を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者 七 学識経験のある者のうちから関係県の知事が協議して指名する者</p> | <p>目次 第一章（第五章）（略） 第六章 中部圏開発整備計画に基づく事業の実施（第十三条 第二十二条） 附則 （中部圏開発整備地方協議会） 第八条（略） 2（略） 3 中部圏開発整備地方協議会は、委員三十四人以内で組織する。 4 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> |

4 | (略)

第五章 中部圏開発整備計画

第九条 (中部圏開発整備計画の内容)

中部圏開発整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中部圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他中部圏の開発及び整備に関して基本となるべき事項

5 | (略)

第五章 中部圏開発整備計画

第九条 (中部圏開発整備計画の内容)

中部圏開発整備計画は、基本開発整備計画及び事業計画とする。

- 2 基本開発整備計画(以下「基本計画」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。この場合において、第二号及び第三号に掲げる事項については、第一号に規定する方針に基づいて定めるものとする。

- 一 中部圏における人口の規模及び配分、産業の配置、土地、水その他の資源の保全及び開発、都市の開発及び整備、交通

- 一 関係県の知事及び関係指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。)の市長

十人

- 二 関係県及び関係指定都市の議会の議長

十人

- 三 関係市の市長(関係指定都市の市長を除く。)

一人

- 四 関係市の議会の議長(関係指定都市の議会の議長を除く。)

一人

- 五 関係町村の町村長を代表する者につき関係県の知事が協議して任命する者

一人

- 六 関係町村の議会の議長を代表する者につき関係県の知事が協議して任命する者

一人

- 七 学識経験のある者のうちから関係県の知事が協議して任命する者

十人以内

二・三 (略)

2 | 中部圏開発整備計画は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならない。

(中部圏開発整備計画の作成及び提出)

第十条 関係県は、その協議により、中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経て中部圏開発整備計画の案を作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(中部圏開発整備計画の作成及び決定)

第十一条 中部圏開発整備計画は、前条の規定により提出された案に基づいて作成するものとする。

2 (略)

3 中部圏開発整備計画は、国土交通大臣が、審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、決定するものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

4 国土交通大臣は、中部圏開発整備計画の決定をするに当たつて、中部圏開発整備計画が前条の規定により提出された案と著しく異なるものである場合その他特別の必要があると認める場合には、関係県の意見を聴くものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

5 7 (略)

体系の確立、教育の振興その他中部圏の開発及び整備に関する総合的かつ基本的な方針

二・三 (略)

3 | 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

(基本計画の案の作成及び提出)

第十条 関係県は、その協議により、中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経て基本計画の案を作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(中部圏開発整備計画の作成及び決定)

第十一条 基本計画は、前条の規定により提出された案に基づいて作成するものとする。

2 (略)

3 中部圏開発整備計画は、国土交通大臣が、審議会(事業計画については、審議会及び関係県)の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、決定するものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

4 国土交通大臣は、基本計画の決定をするに当たつて、基本計画が前条の規定により提出された案と著しく異なるものである場合その他特別の必要があると認める場合には、関係県の意見を聴くものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

5 7 (略)

(中部圏開発整備計画の変更)

第十二条 (略)

2 (略)

3 前条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、第一項の中部圏開発整備計画の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「審議会」とあるのは、「審議会及び関係県」と読み替えるものとする。

第六章 中部圏開発整備計画の実施

(事業の実施)

第十七条 中部圏開発整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

(協力、勧告及び公表)

第十八条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、中部圏開発整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならぬ。

2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、中部圏開発整備計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつてとられた措置その他中部圏開発整備計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣は、毎年度、前年度における中部圏開発整備計画の実施に関する状況を公表しなければならない。

(中部圏開発整備計画の変更)

第十二条 (略)

2 (略)

3 前条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、第一項の中部圏開発整備計画の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「審議会(事業計画については、審議会及び関係県)」とあるのは、「審議会及び関係県」と読み替えるものとする。

第六章 中部圏開発整備計画に基づく事業の実施

(事業の実施)

第十七条 事業計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

(協力及び勧告)

第十八条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画及び事業計画の実施に関し、できる限り協力しなければならぬ。

2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、基本計画又は事業計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつて採られた措置その他基本計画又は事業計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

(中部圏開発整備計画に関する施策の立案及び勧告)

第十九条 国土交通大臣は、中部圏の建設とその均衡ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて中部圏開発整備計画に関する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつてとられた措置について報告を求めることができる。

(国の普通財産の譲渡)

第二十条 国は、中部圏開発整備計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(基本計画に関する施策の立案及び勧告)

第十九条 国土交通大臣は、中部圏の建設とその均衡ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて基本計画に関する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。

(国の普通財産の譲渡)

第二十条 国は、事業計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（特別土地保有税の非課税） 第五百八十六条（略）</p> <p>2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。</p> <p>一 二十一の三（略）</p> <p>二十二 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）<u>第二条第五項</u>又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）<u>第二条第四項</u>に規定する工業団地造成事業の施行者が当該事業の用に供する土地で政令で定めるもの</p> <p>二十二の二 三十（略）</p> <p>3・4（略）</p> | <p>（特別土地保有税の非課税） 第五百八十六条（略）</p> <p>2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。</p> <p>一 二十一の三（略）</p> <p>二十二 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）<u>第二条第六項</u>又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）<u>第二条第四項</u>に規定する工業団地造成事業の施行者が当該事業の用に供する土地で政令で定めるもの</p> <p>二十二の二 三十（略）</p> <p>3・4（略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例） 第三十七条 個人が、昭和四十五年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの間に、その有する資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条、第三十七条の四及び第三十七条の五において同じ。）で次の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下第三十七条の五までにおいて同じ。）の用に供しているものの譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十三条から第三十三条の三までの規定に該当するもの及び贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までに、当該各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含むものとし、贈与又は交換によるものその他政令で定めるものを除く。同表の第一号及び第二十一号の上欄を除き、以下第三十七条の三までにおいて同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（以下第三十七条の三までにおいて「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用（同表の第二十三号の下欄に掲げる船舶については、その個人の事業の用。以下この条及び次条において同じ。）に供したとき（当該期間内に当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）、又は供する見込みであるときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあっては当該譲渡に係る資産のうち当該収入金額の百分の八十に相当する金額を超える金額に相当するものとして政令で定める</p> | <p>（特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例） 第三十七条 個人が、昭和四十五年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの間に、その有する資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条、第三十七条の四及び第三十七条の五において同じ。）で次の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下第三十七条の五までにおいて同じ。）の用に供しているものの譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十三条から第三十三条の三までの規定に該当するもの及び贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までに、当該各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含むものとし、贈与又は交換によるものその他政令で定めるものを除く。同表の第一号及び第二十一号の上欄を除き、以下第三十七条の三までにおいて同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（以下第三十七条の三までにおいて「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用（同表の第二十三号の下欄に掲げる船舶については、その個人の事業の用。以下この条及び次条において同じ。）に供したとき（当該期間内に当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）、又は供する見込みであるときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあっては当該譲渡に係る資産のうち当該収入金額の百分の八十に相当する金額を超える金額に相当するものとして政令で定める</p> |

部分の譲渡があつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超える場合にあつては当該譲渡に係る資産のうち当該取得価額の百分の八十に相当する金額を超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条の規定を適用する。

| | | |
|-----|--|---|
| | 譲渡資産 | 買換資産 |
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | 七 次に掲げる区域（以下第九号までにおいて「誘致区域」という。）以外の地域内にある土地等、建物又は構築物 イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第五項に規定する工業団地造成事業により造成された敷地の区域 ロ・ハ （略） | 誘致区域内にある土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置（上欄のイ又はロに掲げる区域内にあるものにあつては農業及び林業以外の事業の用に、上欄のハに掲げる区域内にあるものにあつては政令で定める事業の用に、それぞれ供されるものに限る。） |

2 } 10 (略)

（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）
第六十五条の七 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）が、昭和四十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（次の表の第二十二号の上欄に掲げる資産にあつては

部分の譲渡があつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超える場合にあつては当該譲渡に係る資産のうち当該取得価額の百分の八十に相当する金額を超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条の規定を適用する。

| | | |
|-----|--|---|
| | 譲渡資産 | 買換資産 |
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | 七 次に掲げる区域（以下第九号までにおいて「誘致区域」という。）以外の地域内にある土地等、建物又は構築物 イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第六項に規定する工業団地造成事業により造成された敷地の区域 ロ・ハ （略） | 誘致区域内にある土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置（上欄のイ又はロに掲げる区域内にあるものにあつては農業及び林業以外の事業の用に、上欄のハに掲げる区域内にあるものにあつては政令で定める事業の用に、それぞれ供されるものに限る。） |

2 } 10 (略)

（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）
第六十五条の七 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）が、昭和四十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（次の表の第二十二号の上欄に掲げる資産にあつては

、平成十年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで）の期間（第九項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この款において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下第六十五条の九までにおいて同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（第四項及び第十二項並びに次条第十三項及び第十四項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。）に供したとき（当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。）は、当該買換資産につき、当該事業年度終了の時に於いて、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額（以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該

、平成十年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで）の期間（第九項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この款において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下第六十五条の九までにおいて同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（第四項及び第十二項並びに次条第十三項及び第十四項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。）に供したとき（当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。）は、当該買換資産につき、当該事業年度終了の時に於いて、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額（以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該

事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

| | | | | | |
|----------------|-----|---|-----|------|------|
| 2 15 (略) | (略) | 七次に掲げる区域（以下第九号までにおいて「誘致区域」という。）以外の地域内にある土地等、建物又は構築物 イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第五項に規定する工業団地造成事業により造成された敷地の区域 ロ・ハ (略) | (略) | 譲渡資産 | 買換資産 |
| | (略) | 誘致区域内にある土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置（上欄のイ又はロに掲げる区域内にあるものにあつては農業及び林業以外の事業の用に、上欄のハに掲げる区域内にあるものにあつては政令で定める事業の用に、それぞれ供されるものに限る。） | (略) | | |

事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

| | | | | | |
|----------------|-----|---|-----|------|------|
| 2 15 (略) | (略) | 七次に掲げる区域（以下第九号までにおいて「誘致区域」という。）以外の地域内にある土地等、建物又は構築物 イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第六項に規定する工業団地造成事業により造成された敷地の区域 ロ・ハ (略) | (略) | 譲渡資産 | 買換資産 |
| | (略) | 誘致区域内にある土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置（上欄のイ又はロに掲げる区域内にあるものにあつては農業及び林業以外の事業の用に、上欄のハに掲げる区域内にあるものにあつては政令で定める事業の用に、それぞれ供されるものに限る。） | (略) | | |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>一 次に掲げる事業の種類のうちいずれかに該当する一の事業であること。</p> <p>イ 〱リ（略）</p> <p>又 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）<u>第二条第五項</u>に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）<u>第二条第四項</u>に規定する工業団地造成事業</p> <p>ル 〱ワ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>3 〱5（略）</p> | <p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>一 次に掲げる事業の種類のうちいずれかに該当する一の事業であること。</p> <p>イ 〱リ（略）</p> <p>又 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）<u>第二条第六項</u>に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）<u>第二条第四項</u>に規定する工業団地造成事業</p> <p>ル 〱ワ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>3 〱5（略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（離島振興計画） 第四条（略） 2（略）</p> <p>3 6 7 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第五項の規定により提出された離島振興計画が離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>8 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第五項の規定により提出された離島振興計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。</p> <p>9 第三項から前項までの規定は、離島振興計画の変更について準用する。</p> | <p>（離島振興計画） 第四条（略） 2（略）</p> <p>3 離島振興計画は、その地域について、国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第七条の二第一項又は第十条第四項に基づく国土総合開発計画がある場合には、これと調和したものでなければならぬ。</p> <p>4 7 8 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第六項の規定により提出された離島振興計画が離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>9 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第六項の規定により提出された離島振興計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。</p> <p>10 第四項から前項までの規定は、離島振興計画の変更について準用する。</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律で「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」とは、それぞれ近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関する事項についての法第二条第二項に規定する首都圏整備計画をいう。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 この法律で「工業団地造成事業」とは、近郊整備地帯内又は都市開発区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）及びこの法律で定めるところに従つて行われる、製造工場等の敷地の造成及びその敷地と併せて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業（造成された敷地又は整備された施設の処分及び管理に関するものを除く。）をいう。</p> <p>6 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(国の援助) 第三十一条 国は、近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に基づいて土地区画整理事業、工業用水道の布設その他の事業を実施する地方公共団体に対し、必要な資金の確保その他</p> | <p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律で「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」とは、それぞれ近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関する事項についての法第二十一条第三項の整備計画をいう。</p> <p>4 この法律で「近郊整備地帯事業計画」又は「都市開発区域事業計画」とは、法第二十一条第五項の事業計画で、それぞれ近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画の実施のための事業に係るものをいう。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 この法律で「工業団地造成事業」とは、近郊整備地帯内又は都市開発区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）及びこの法律で定めるところに従つて行なわれる、製造工場等の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業（造成された敷地又は整備された施設の処分及び管理に関するものを除く。）をいう。</p> <p>7 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(国の援助) 第三十一条 国は、近郊整備地帯事業計画又は都市開発区域事業計画に基づいて土地区画整理事業、工業用水道の布設その他の事業を実施する地方公共団体に対し、必要な資金の確保その他</p> |

の援助に努めるものとする。

(宅地の造成等についての配慮)

第三十二条 地方公共団体が近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に基づいて一団地の宅地を造成する場合には、関係行政機関の長は、その宅地の造成が円滑に遂行されるように配慮するものとする。

第三十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)第三十二条第四項に規定する準用財政再建団体である地方公共団体が近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に基づく事業を実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、総務大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同項において準用する同法第三十一条の規定による当該財政再建計画の変更の同意に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように配慮するものとする。

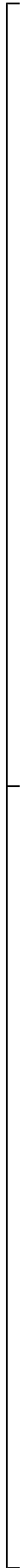
の援助に努めるものとする。

(宅地の造成等についての配慮)

第三十二条 地方公共団体が近郊整備地帯事業計画又は都市開発区域事業計画に基づいて一団地の宅地を造成する場合には、関係行政機関の長は、その宅地の造成が円滑に遂行されるように配慮するものとする。

第三十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基く財政再建団体である地方公共団体(以下この条において「財政再建団体」という。)が近郊整備地帯事業計画又は都市開発区域事業計画に基づく事業を実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三十三条第四項において準用する同法第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように配慮するものとする。

2 前項の規定は、近郊整備地帯事業計画又は都市開発区域事業計画に基づく事業を実施する地方公共団体が財政再建団体以外のもので地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項から第五項までの規定により財政の再建を行う場合においては、当該地方公共団体について準用する。この場合において、前項中「地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)」に基く」とあるのは、「地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)第三十二条第四項に規定する」と、「財政再建団体」とあるのは、「準用財政再建団体」と、「自治大臣」とあるのは、「総務大臣」と、「同法第三十三条第四項において準用する同法第一項」とあるのは、「同項において準用する同法第三十一条」と、「承認」とあるのは、「同意」と読み替えるものとする。



首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（基本計画） 第三十条 国土交通大臣は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）<u>第二条第二項に規定する首都圏整備計画に基づき、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> | <p>（基本計画） 第三十条 国土交通大臣は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）<u>第二十一条第三項の整備計画に基づき、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（他の法令に基づく計画との関係）</p> <p>第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次に掲げる防災に関する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。</p> <p>一 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画</p> <p>二 十三（略）</p> <p>第四十一条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 六（略）</p> <p>七（略）</p> <p>八（略）</p> | <p>（他の法令に基づく計画との関係）</p> <p>第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次の各号に掲げる防災に関する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。</p> <p>一 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第三項に規定する全国総合開発計画</p> <p>二 十三（略）</p> <p>第四十一条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次の各号に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 国土総合開発法第二条第四項に規定する都府県総合開発計画、同条第五項に規定する地方総合開発計画及び同条第六項に規定する特定地域総合開発計画</p> <p>三 七（略）</p> <p>七の二（略）</p> <p>八（略）</p> |

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（近郊整備区域建設計画等の作成等）</p> <p>第三条 近郊整備区域又は都市開発区域の指定があつたときは、関係府県知事は、法第二条第二項に規定する近畿圏整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画を作成し、政令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を求めなければならない。近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3（略）</p> | <p>（近郊整備区域建設計画等の作成等）</p> <p>第三条 近郊整備区域又は都市開発区域の指定があつたときは、関係府県知事は、法第八条に規定する基本整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画を作成し、政令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を求めなければならない。近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3（略）</p> |

近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（保全区域整備計画の作成等）</p> <p>第三条 保全区域の指定があつたときは、関係府県知事は、<u>法</u>第八条第二項に規定する近畿圏整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成しなければならぬ。この場合において、当該保全区域整備計画が第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域を含む保全区域（第三項において「特定保全区域」という。）に係るものであるときはあらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、これに該当しないものであるときは国土交通大臣に協議しなければならぬ。</p> <p>2 5 （略）</p> | <p>（保全区域整備計画の作成等）</p> <p>第三条 保全区域の指定があつたときは、関係府県知事は、<u>法</u>第八条に規定する基本整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成しなければならぬ。この場合において、当該保全区域整備計画が第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域を含む保全区域（第三項において「特定保全区域」という。）に係るものであるときはあらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、これに該当しないものであるときは国土交通大臣に協議しなければならぬ。</p> <p>2 5 （略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（河川整備基本方針） 第十六条（略）</p> <p>2 河川整備基本方針は、水害発生^の状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。</p> <p>3 6（略）</p> | <p>（河川整備基本方針） 第十六条（略）</p> <p>2 河川整備基本方針は、水害発生^の状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土総合開発計画及び環境基本計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。</p> <p>3 6（略）</p> |

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（農業振興地域整備基本方針の作成） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 農業振興地域整備基本方針は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、山村振興計画、離島振興計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4～7（略）</p> | <p>（農業振興地域整備基本方針の作成） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 農業振興地域整備基本方針は、<u>国土総合開発計画</u>、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、山村振興計画、離島振興計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4～7（略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（農村地域工業等導入基本計画） 第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 基本計画は、基本方針に即するとともに、<u>国土形成計画</u>、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画、過疎地域自立促進計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、鉄道等の施設に関する国の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p> | <p>（農村地域工業等導入基本計画） 第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 基本計画は、基本方針に即するとともに、<u>国土総合開発計画</u>、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画、過疎地域自立促進計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、鉄道等の施設に関する国の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（半島振興計画の内容） 第四条（略） 2 半島振興計画は、<u>国土形成計画</u>、<u>首都圏整備計画</u>、<u>近畿圏整備計画</u>、<u>中部圏開発整備計画</u>、<u>北海道総合開発計画</u>、<u>沖縄振興計画</u>その他法令の規定による地域振興に関する計画と調和したものでなければならない。</p> | <p>（半島振興計画の内容） 第四条（略） 2 半島振興計画は、<u>国土総合開発計画</u>、<u>首都圏整備計画</u>、<u>近畿圏整備計画</u>、<u>中部圏開発整備計画</u>、<u>北海道総合開発計画</u>、<u>沖縄振興計画</u>その他法令の規定による地域振興に関する計画と調和したものでなければならない。</p> |

集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（集落地域整備基本方針） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基本方針は、<u>国土形成計画</u>、<u>首都圏整備計画</u>、<u>近畿圏整備計画</u>、<u>中部圏開発整備計画</u>、<u>北海道総合開発計画</u>、<u>沖縄振興計画</u>、<u>山村振興計画</u>、<u>過疎地域自立促進計画</u>その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4～8（略）</p> | <p>（集落地域整備基本方針） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基本方針は、<u>国土総合開発計画</u>、<u>首都圏整備計画</u>、<u>近畿圏整備計画</u>、<u>中部圏開発整備計画</u>、<u>北海道総合開発計画</u>、<u>沖縄振興計画</u>、<u>山村振興計画</u>、<u>過疎地域自立促進計画</u>その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4～8（略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（振興拠点地域基本構想の作成） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 振興拠点地域基本構想は、<u>国土形成計画</u>その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（業務核都市基本方針） 第二十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 業務核都市基本方針は、<u>国土形成計画</u>、<u>首都圏整備計画</u>その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>5（略）</p> | <p>（振興拠点地域基本構想の作成） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 振興拠点地域基本構想は、<u>国土総合開発計画</u>その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（業務核都市基本方針） 第二十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 業務核都市基本方針は、<u>国土総合開発計画</u>、<u>首都圏整備計画</u>その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>5（略）</p> |

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（山村振興の目標）</p> <p>第三条 山村の振興は、山村の担つている国土の保全、水源の かん養、自然環境の保全等の重要な役割を發揮させるため森林等 の保全を図るとともに、<u>国土形成計画法</u>（昭和二十五年法律第 二百五号）の規定による<u>国土形成計画</u>その他法令の規定による 地域振興に関する計画との調和が保たれるように考慮しつつ、 山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを旨と し、次に掲げる目標に従つて推進されなければならない。</p> <p>一（五）（略）</p> | <p>（山村振興の目標）</p> <p>第三条 山村の振興は、山村の担つている国土の保全、水源の かん養、自然環境の保全等の重要な役割を發揮させるため森林等 の保全を図るとともに、<u>国土総合開発法</u>（昭和二十五年法律第 二百五号）の規定による<u>国土総合開発計画</u>その他法令の規定に よる地域振興に関する計画との調和が保たれるように考慮しつ つ、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを 旨とし、次に掲げる目標に従つて推進されなければならない。</p> <p>一（五）（略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（近郊緑地保全計画） 第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 近郊緑地保全計画は、環境大臣と協議し、かつ、首都圏整備法の定める手続によつて、近郊整備地帯の整備に関する事項についての同法第二条第二項に規定する首都圏整備計画として決定するものとする。</p> | <p>（近郊緑地保全計画） 第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 近郊緑地保全計画は、環境大臣と協議し、かつ、首都圏整備法の定める手続によつて、近郊整備地帯の整備に関する事項についての同法第二十一条第三項の整備計画として決定するものとする。</p> |

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）
 （抄）
 （傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（定義） 第二条 この法律で「首都圏近郊整備地帯整備計画」又は「首都圏都市開発区域整備計画」とは、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定により指定された区域の整備に関する事項についての同法第二十一条第二項に規定する首都圏整備計画をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> | <p>（定義） 第二条 この法律で「首都圏近郊整備地帯整備計画」又は「首都圏都市開発区域整備計画」とは、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定により指定された区域の整備に関する事項についての同法第二十一条第三項の整備計画をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> |

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（基本方針） 第三条の二（略） 2・3（略） 4 基本方針は、<u>国土形成計画</u>、<u>首都圏整備計画</u>、<u>近畿圏整備計画</u>、<u>中部圏開発整備計画</u>その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づき計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>5）10（略）</p> | <p>（基本方針） 第三条の二（略） 2・3（略） 4 基本方針は、<u>全国総合開発計画</u>、<u>首都圏整備計画</u>、<u>近畿圏整備計画</u>、<u>中部圏開発整備計画</u>その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づき計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>5）10（略）</p> |

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（供給基本方針） 第三条の二（略） 2・3（略） 4 供給基本方針は、<u>国土形成計画</u>、<u>首都圏整備計画</u>、<u>近畿圏整備計画</u>、<u>中部圏開発整備計画</u>その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画及び住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）第五条第一項の規定による地方住宅建設五箇年計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>5（略） 7（略）</p> | <p>（供給基本方針） 第三条の二（略） 2・3（略） 4 供給基本方針は、<u>全国総合開発計画</u>、<u>首都圏整備計画</u>、<u>近畿圏整備計画</u>、<u>中部圏開発整備計画</u>その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画及び住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）第五条第一項の規定による地方住宅建設五箇年計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>5（略） 7（略）</p> |

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（都市整備区域建設計画等の作成等）</p> <p>第三条 都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定があつたときは、関係県知事は、法第二条第二項に規定する中部圏開発整備計画に基づき、関係市町村長と協議し、中部圏開発整備地方協議会の意見を聴いて、当該都市整備区域に係る都市整備区域建設計画、当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画又は当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成しなければならない。この場合において、都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画にあつてはあらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、保全区域整備計画にあつては国土交通大臣に協議しなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p> | <p>（都市整備区域建設計画等の作成等）</p> <p>第三条 都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定があつたときは、関係県知事は、法第九条に規定する基本開発整備計画に基づき、関係市町村長と協議し、中部圏開発整備地方協議会の意見を聴いて、当該都市整備区域に係る都市整備区域建設計画、当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画又は当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成しなければならない。この場合において、都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画にあつてはあらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、保全区域整備計画にあつては国土交通大臣に協議しなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（都市計画基準） 第十三条 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。</p> <p>一〇十八（略） 二〇六（略）</p> | <p>（都市計画基準） 第十三条 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、<u>全国総合開発計画</u>、<u>首都圏整備計画</u>、<u>近畿圏整備計画</u>、<u>中部圏開発整備計画</u>、<u>北海道総合開発計画</u>、<u>沖縄振興計画</u>、<u>地方総合開発計画</u>、<u>都府県総合開発計画</u>その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。</p> <p>一〇十八（略） 二〇六（略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（景観計画） 第八条（略） 2・3（略） 4 景観計画は、<u>国土形成計画</u>、<u>首都圏整備計画</u>、<u>近畿圏整備計画</u>、<u>中部圏開発整備計画</u>、<u>北海道総合開発計画</u>、<u>沖縄振興計画</u>、<u>その他の国土計画</u>又は<u>地方計画</u>に関する法律に基づき計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。</p> <p>5 10（略）</p> | <p>（景観計画） 第八条（略） 2・3（略） 4 景観計画は、<u>全国総合開発計画</u>、<u>首都圏整備計画</u>、<u>近畿圏整備計画</u>、<u>中部圏開発整備計画</u>、<u>北海道総合開発計画</u>、<u>沖縄振興計画</u>、<u>地方総合開発計画</u>、<u>都府県総合開発計画</u>その他の<u>国土計画</u>又は<u>地方計画</u>に関する法律に基づき計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。</p> <p>5 10（略）</p> |

工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（工業再配置計画）</p> <p>第三条 経済産業大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、工業再配置計画を定めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 工業再配置計画は、<u>国土形成計画</u>、<u>首都圏整備計画</u>、<u>近畿圏整備計画</u>、<u>中部圏開発整備計画</u>、<u>北海道総合開発計画</u>、<u>沖縄振興計画</u>、<u>産炭地域振興基本計画</u>、<u>農村地域工業等導入基本方針</u>その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p> | <p>（工業再配置計画）</p> <p>第三条 経済産業大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見をきいて、工業再配置計画を定めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 工業再配置計画は、<u>全国総合開発計画</u>、<u>首都圏整備計画</u>、<u>近畿圏整備計画</u>、<u>中部圏開発整備計画</u>、<u>北海道総合開発計画</u>、<u>沖縄振興計画</u>、<u>産炭地域振興基本計画</u>、<u>農村地域工業等導入基本方針</u>その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（基本計画） 第六条（略） 2）4（略） 5 基本計画は、<u>国土形成計画</u>その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。 6 都道府県知事は、基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、当該基本計画に同意するものとする。 一～四（略） 7・8（略）</p> | <p>（基本計画） 第六条（略） 2）4（略） 5 基本計画は、<u>国土総合開発計画</u>その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。 6 都道府県知事は、基本計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、当該基本計画に同意するものとする。 一～四（略） 7・8（略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第十五条（略） 2・3（略） 4 基本計画のうち農村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> | <p>第十五条（略） 2・3（略） 4 基本計画のうち農村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> |
| <p>5）8（略）</p> | <p>5）8（略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第十一条（略） 2～4（略） 5 基本計画のうち漁村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> | <p>第十一条（略） 2～4（略） 5 基本計画のうち漁村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> |
| 6～9（略） | 6～9（略） |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（重点計画と国の計画との関係） 第六条 重点計画は、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画並びに環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> | <p>（重点計画と国の計画との関係） 第六条 重点計画は、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画並びに環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> |

沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（他の法律の適用除外） 第百十五條（略） 2 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第九條の規定は、沖繩については、適用しない。</p> | <p>（他の法律の適用除外） 第百十五條（略） 2 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定中都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画に係る部分は、沖繩については、適用しない。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>附則</p> <p>（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十六条 この法律の施行前に都市公団が造成した首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）<u>第二条第七項の造成工場敷地について同法第二十六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務及びこの法律の施行前に都市公団が造成した近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）</u>第二条第六項の造成工場敷地について同法第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、それぞれ、前条の規定による改正前の地方自治法別表第一首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の項及び同表近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）の項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三十五条 機構が附則第十二条第一項の規定により行う首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律<u>第二条第六項の造成敷地等及び同条第七項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（第三十五条の三第一</u></p> | <p>附則</p> <p>（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十六条 この法律の施行前に都市公団が造成した首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）<u>第二条第八項の造成工場敷地について同法第二十六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務及びこの法律の施行前に都市公団が造成した近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）</u>第二条第六項の造成工場敷地について同法第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、それぞれ、前条の規定による改正前の地方自治法別表第一首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の項及び同表近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）の項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三十五条 機構が附則第十二条第一項の規定により行う首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律<u>第二条第七項の造成敷地等及び同条第八項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（第三十五条の三第一</u></p> |

項を除く。)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第十八条の二第四項及び第二十九條第二項中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第二十八條第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

2 この法律の施行前に都市公団が造成した首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第七項の造成工場敷地について同法第二十六條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第三十五條の三第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

項を除く。)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第十八条の二第四項及び第二十九條第二項中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第二十八條第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

2 この法律の施行前に都市公団が造成した首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第八項の造成工場敷地について同法第二十六條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第三十五條の三第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>（事業の範囲） 第五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項第二号の指定は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）<u>第二条第二項に規定する首都圏整備計画に即して行わなければならない。</u></p> <p>4・5 （略）</p> | <p>（事業の範囲） 第五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項第二号の指定は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）<u>第二十一条第三項に規定する整備計画に即して行わなければならない。</u></p> <p>4・5 （略）</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>（所掌事務等） 第十九条 経済財政諮問会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第六条第二項に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性及び整合性を確保するため調査審議すること。</p> <p>三 （略）</p> <p>2 4 （略）</p> | <p>（所掌事務等） 第十九条 経済財政諮問会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて全国総合開発計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性及び整合性を確保するため調査審議すること。</p> <p>三 （略）</p> <p>2 4 （略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（所掌事務） 第七条 国土審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）、国土利用計画法、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二二号）、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二二号）、北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）、土地基本法（平成元年法律第八十四号）、地価公示法、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）、国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）及び豪雪地帯対策特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> | <p>（所掌事務） 第七条 国土審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）、国土利用計画法、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二二号）、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二二号）、東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）、九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）、四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十一号）、中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十二号）、北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）、土地基本法（平成元年法律第八十四号）、地価公示法、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）、国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）及び豪雪地帯対策特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> |

附則

附則

(国土審議会の所掌事務の特例)
 第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

| | |
|----|--------------|
| 期限 | 平成二十七年三月三十一日 |
| 法律 | (略) |
| 期限 | (略) |
| 法律 | (略) |

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(平成十七年法律第 号)

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧東北開発促進法(昭和三十二年法律第百十号)、旧九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)、旧四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)、旧北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第百七十一号)及び旧中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第百七十二号)

(国土審議会の所掌事務の特例)
 第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

| | |
|----|--------------|
| 期限 | 平成二十七年三月三十一日 |
| 法律 | (略) |

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案 参照条文

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一～十五（略）

2（略）

地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）（抄）

（財政再建計画の承認及び予算の調製）

第三条 前条第一項の規定による財政再建計画は、昭和二十九年度の赤字団体の長が作成し、当該昭和二十九年度の赤字団体の議会の議決を経て、自治庁長官の承認を得なければならない。この場合において、自治庁長官は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるように、当該財政再建計画に必要な条件を付けて、当該財政再建計画を承認することができる。

2～7（略）

（財政再建債を起さないで行う財政の再建）

第二十二條（略）

2・3（略）

4 第三条第一項から第三項までの規定は、歳入欠陥を生じた団体でその財政再建計画について総務大臣の同意を得たもの（以下「準用財政再建団体」という。）が、当該財政再建計画について変更（政令で定める軽微な変更を除く。）を加えようとする場合に

ついで準用する。この場合において、同条第一項中「自治庁長官の承認」とあるのは「総務大臣に協議し、その同意」と、「自治庁長官は」とあるのは「総務大臣は」と、「を承認する」とあるのは「に同意する」と、同条第三項中「自治庁長官」とあるのは「総務大臣」と、「を承認しようとする」とあるのは「に同意しようとする」と読み替えるものとする。

5）7（略）

東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）（抄）

（東北開発促進計画）

第三条 国土交通大臣は、国土審議会の審議を経て、東北開発促進計画（以下「開発促進計画」という。）を作成するものとする。

2（略）

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

4 国土交通大臣は、前項の意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

（国土審議会の調査審議等）

第五条 国土審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、東北地方の開発の促進に関する重要事項

2 国土審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、国土交通大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

（開発促進計画に基づく事業の実施）

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（開発促進計画に基づく事業の調整）

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を国土交

通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。

3 国土交通大臣は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行うものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)に基づく財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、これらの事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項から第五項までの規定により財政の再建を行う場合においては、当該県について準用する。この場合において、前項中「地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)に基く」とあるのは「地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)第二十二条第四項に規定する」と、「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」と、「同法第三条第四項において準用する同条第一項」とあるのは「同項において準用する同法第三条第一項」と、「承認」とあるのは「同意」と読み替えるものとする。

九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号) (抄)

(九州地方開発促進計画)

第三条 国土交通大臣は、国土審議会の審議を経て、九州地方開発促進計画(以下「開発促進計画」という。)を作成するものとする。

2 (略)

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

4 国土交通大臣は、前項の意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

(国土審議会の調査審議等)

第五条 国土審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、九州地方の開発の促進に関する重要事項

2 国土審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、国土交通大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。

3 国土交通大臣は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行うものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づく財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合にお

いては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）（抄）

（四国地方開発促進計画）

第三条 国土交通大臣は、国土審議会の審議を経て、四国地方開発促進計画（以下「開発促進計画」という。）を作成するものとする。

2 （略）

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

4 国土交通大臣は、前項の意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

（国土審議会の調査審議等）

第五条 国土審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、四国地方の開発の促進に関する重要事項

2 国土審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、国土交通大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

（開発促進計画に基づく事業の実施）

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（開発促進計画に基づく事業の調整）

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。
- 3 国土交通大臣は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づく財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項から第五項までの規定により財政の再建を行う場合においては、当該県について準用する。この場合において、前項中「地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づく」とあるのは「地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)第二十二条第四項に規定する」と、「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」と、「同法第三条第四項において準用する同条第一項」とあるのは「同項において準用する同法第三条第一項」と、「承認」とあるのは「同意」と読み替えるものとする。

北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号) (抄)

(北陸地方開発促進計画)

第三条 国土交通大臣は、国土審議会の審議を経て、北陸地方開発促進計画(以下「開発促進計画」という。)を作成するものとする。

2 (略)

- 3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。
- 4 国土交通大臣は、前項の意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

(国土審議会の調査審議等)

第五条 国土審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は建議するものとする。

- 一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項
 - 二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項
 - 三 前各号に掲げるもののほか、北陸地方の開発の促進に関する重要事項
- 2 国土審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、国土交通大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。
- 3 国土交通大臣は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(中国地方開発促進計画)

第三条 国土交通大臣は、国土審議会の審議を経て、中国地方開発促進計画（以下「開発促進計画」という。）を作成するものとする。

2 (略)

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

4 国土交通大臣は、前項の意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

(国土審議会の調査審議等)

第五条 国土審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、中国地方の開発の促進に関する重要事項

2 国土審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、国土交通大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

3 国土交通大臣は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づく財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項から第五項までの規定により財政の再建を行う場合においては、当該県について準用する。この場合において、前項中「地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づく」とあるのは「地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)第二十二条第四項に規定する」と、「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」と、「同法第三条第四項において準用する同条第一項」とあるのは「同項において準用する同法第三条第一項」と、「承認」とあるのは「同意」と読み替えるものとする。

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号) (抄)

(国土利用計画)

第四条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「全国計画」という。)、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「都道府県計画」という。)、及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「市町村計画」という。)とする。

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号) (抄)

(我が国の法令の適用)

第三条 次に掲げる事項については、我が国の法令(罰則を含む。以下同じ。)を適用する。

- 一 排他的経済水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発、保存及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用、海洋環境の保護及び保全並びに海洋の科学的調査
 - 二 排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動（前号に掲げるものを除く。）
 - 三 大陸棚の掘削（第一号に掲げるものを除く。）
 - 四 （略）
- 2・3 （略）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号） （抄）

（基本計画）

第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～五 （略）

六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

七～十一 （略）

3～5 （略）

（事後評価の実施計画）

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

二・三 （略）

3 （略）